

**「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」(素案)についての
地域及び関係団体に対する意見照会結果**

平成27年5月18日

「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」(素案)について、地域の皆さまや関係団体の皆さまからご意見を募集したところ、3振興局、4市町、7団体から、延べ36件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

また、このほかにも誤字・脱字などの明らかな誤りや、記号や文言の統一、グラフの体裁などの見栄えに関する指摘については、全て修正させていただきました。

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 |
|-------|-------------|
|-------|-------------|

共通編 1-2) 計画の位置付け

| | | |
|--|---|---|
| 北海道強靱化計画や地方版総合戦略など各種計画との関連が分かりづらいため、本計画書との関連性について追記いただきたい。 | 北海道強靱化計画との関連性については、「1(2)計画の位置づけ」において追記いたします。なお、地方版総合戦略については、現在策定作業中にあることから、本計画では記載を控えさせていただきます。 | A |
|--|---|---|

共通編 2-1) 施設管理をとりまく現状

| | | |
|---|--|---|
| ○厳しい財政状況 「新たな行財政改革の取組み」により、具体的にどれぐらいの収支改善があったのか数字で示して欲しい。 | 収支改善の状況については、現在、更新作業のため本計画では掲載を控えさせていただきますが、道のホームページにおいて最新のデータを確認してください。 | D |
| ○施設管理に係る技術者の状況(庁内体制) 図7「北海道における技術職員の推移」から説明に記載の「35歳以下の職員が極端に少なくなっている」ことが読み取れないので、年齢構成がわかる図に修正した方がよい。 技術職員の減少については、職員総数も減少しており、技術職員に限ったことではないように感じる(35歳以下で比較し、技術職の割合が極端に低いのであれば理解できる)。 | ご意見のとおり、35歳以下の技術職員数が少ないことがわかるグラフを作成し追加掲載いたします。 | A |
| ○建設業の担い手不足 年齢階層別の人口についての記述があるので、階層別のグラフを追加した方がよい。 | ご意見のとおり道内建設業就業者の年齢階層別グラフを追加掲載いたします。 | A |

共通編 2-2) 効率的・効果的な管理に向けての課題

| | | |
|--|---|---|
| ○厳しい財政状況 道債残高を着実に減らし続けていると受け止められ、見出しにある「厳しい財政状況」ではないように感じることから、文章が見出しを変更した方がよい。 | 「今後なお」以下を「依然として多額の収支不足の発生が見込まれるなど厳しい財政状況にあることから、財政の健全化に向けた取組が必要である。」に修正します。 | A |
|--|---|---|

共通編 4-1) メンテナンスサイクルの構築

| | | |
|---|---|---|
| ○情報の蓄積と利活用 膨大なインフラ数に対し技術者の減少は明らかなことから、メンテナンスフローの判断は自動化せざるを得なく、その材料となる情報は必要最小限とし、詳細な情報は留意事項として蓄積すべき。 | フローの判断材料となる情報については各施設によって様々であり、いただいたご意見についてはデータベースの構築や個別施設計画の策定にあたっての参考とさせていただきます。 | C |
| ○基準等 表4「道が策定する施設の維持管理に係る基準一覧」において、道営住宅については建築基準法の記載がありますが、他の建築物等の欄には特に記載されておりません。他の規程等に盛り込まれているのですか。 | 道営住宅については策定した要領の名称が「建築基準法～」となっていることから、このような記載になっており、他の建築物についても建築基準法に則って規程やマニュアルを策定しております。 | E |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 | |
|---|--|---|
| <p>○図9 メンテナンスサイクルのフロー フローにおいて〈緊急対応の要否〉と〈評価〉の2回、緊急対応を判断することになっており、点検精度による判断の違いとの誤解を与えることから、〈評価〉段階では「緊急時対応必要」ではなく、「補修」とすべき。</p> | <p>ご意見のとおり2つの緊急対応は異なる判断であることから、前の判断による対策を「応急処置・修繕等」のためのもの、後の判断による対策を「修繕等」としてフロー図を修正しました。</p> | A |
| <p>○図9 メンテナンスサイクルのフロー 点検→診断→詳細調査→対策のサイクルにおいて、点検後の再調査と対策に至るまでの原因推定が大変重要であるため、フローの詳細調査に対策に至る原因の推定を加えるべき。</p> | <p>詳細調査には、損傷や劣化に至った原因に関する調査も含まれていることから、図9の詳細調査に「原因の推定」を追記します。</p> | A |
| <p>○図9 メンテナンスサイクルのフロー 詳細な説明が具体的にないが、〈計画の策定〉は〈点検の実施〉前に行うのではないかと。</p> | <p>ここでいう「計画」は行動計画と個別施設計画が含まれており、個別施設計画は点検一巡後の策定となることから、フローの末端としておりましたが、ご意見のとおり行動計画は最初に策定することから、「個別施設計画」と「行動計画」を分けて記載することとしました。</p> | A |

共通編 4-(2) トータルコストの縮減平準化

| | | |
|--|---|---|
| <p>○予防保全型維持管理の導入検討 予防保全型維持管理は次世代のサービスを維持し、経済的な負担を軽減できることから、不調不落対策を踏まえた発注形態や施工形態など早期にその具体的な進め方について策定すべき。</p> | <p>予防保全型維持管理を含めた効率的・効果的な維持管理・更新等を推進するためには、建設業などの役割が重要であることから、P24、4(3)②「担い手(民間企業等)の確保に向けた取組」にも記載のとおり、受注者が適正な利潤を確保できるよう計画的な発注に努めるなどに取り組んでまいります。</p> | B |
| <p>○予防保全維持管理の導入検討 図10「事後保全と予防保全」の〈予防保全型維持管理によるコスト縮減例〉について、具体的な結果が見込まれるものはコスト縮減効果が顕著に分かるよう、イメージ図ではなく数値等を示したグラフとすべき。</p> | <p>数値等を示した具体例として、「北海道樋門長寿命化計画」における試算のグラフを追加します。</p> | A |
| <p>○個別施設毎の長寿命化計画の策定 重要構造物で本当に価値がある施設であれば、補修時や更新時に規格のランクアップなど強さにより50年以上長持ちさせることを考えてみても良いのではないのでしょうか。</p> | <p>本計画では、予防保全型維持管理の導入により50年以上長持ちさせる「長寿命化」を図ることとし、規格のランクアップによる長寿命化についてはトータルコストの縮減等を進める上での参考とさせていただきます。</p> | C |
| <p>○個別施設毎の長寿命化計画の策定 河川においても、海岸護岸のように護岸を長寿命化計画の対象としてもよいのではないかと。</p> | <p>護岸工については、劣化等の経年的な損傷に比べ、災害等の短期間で発生する事象に起因する損傷によって健全性が左右される施設であり、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図るため、長寿命化計画の策定の対象とはしていません。</p> | D |
| <p>○インフラ機能の適正化 平成27年以降の人口減少は極めて顕著であるのに対し、「インフラ機能の適正化」の内容に迫力が欠ける。計画全体としても、数値目標に不足感があるように思えます。</p> | <p>インフラ機能の適正化については、現在も取組を進めており、大変重要と認識しておりますが、点検・診断等が未実施の施設もあることから、今後、施設の現状等を把握した段階で検討してまいります。</p> | C |
| <p>○インフラ機能の適正化 北海道都市計画マスタープランと一定程度リンクさせる必要はありませんか。</p> | <p>インフラ機能の適正化などの検討にあたって各市町村にまちづくりの観点から意見を伺うこととしており、道や各市町村が策定した都市計画のマスタープランで示された方向性が、インフラの機能の適正化に向けた取組にも反映されるものと考えています。</p> | B |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 |
|---|---|
| <p>○インフラ機能の適正化 総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」では、財源見込みを踏まえた維持管理・更新の可能性や、利用需要を考えた公共施設の数量等の適正規模など施設の現状や課題の基本認識について記載するよう求めているが、本計画では考慮していないのでしょうか。</p> | <p>財源見込みや施設の利用需要などを踏まえた基本認識については、点検・診断等が未実施の施設もあることから、今後、施設の現状等を把握した段階で検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p> |

4-(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

| | |
|--|---|
| <p>○施設管理者の体制づくり等(庁内体制) 多くのインフラをマネジメントしていくためには、技術力のほか適正な職員数も必要であることから、「庁内体制」において、計画的な職員体制の確保についても記載が必要。</p> | <p>ご意見のとおり、「b 職員の技術力確保」の2つ目の「・」の4行目「引き続き、」の後に、「計画的な職員の採用に努めるとともに」を追加します。</p> <p style="text-align: right;">A</p> |
| <p>○施設管理者の体制づくり等(庁内体制) 技術職員の絶対的な不足の下では、事故等の発生が危惧されることから、CM(コンストラクション・マネジメント)、PM(プロジェクト・マネジメント)を検討することは如何でしょうか。</p> | <p>職員の技術力の確保や建設業の担い手の確保など、維持管理・更新業務の主体となる体制の充実や強化を本計画で重点的に取り組むべき柱の1つとして記載しており、CMやPMについても、今後の取組に参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p> |
| <p>○施設管理者の体制づくり等(他施設管理者との連携や市町村等への支援) 同種施設における修繕・更新等の方針が管理主体により全く異なれば、利用者に不公平感や不信感を招くことから、個別施設計画の策定・見直しの際には、市町村との情報共有・意見交換等を行っていく旨を明記してほしい。</p> | <p>ご意見の趣旨については、本項目の「国や市町村との情報共有など広域的な連携に努める」としており、個別計画の策定にあたっては、国や市町村との連携に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p> |
| <p>○施設管理者の体制づくり等(他施設管理者との連携や市町村等への支援) 市町村は予算不足、人手不足、技術力不足という課題を抱えており、市町村を先導すべき立場の北海道として、共通編の「他施設管理者との連携や市町村等への支援」において、積極的に市町村支援する旨の具体的な記載が必要。</p> | <p>市町村支援の具体的な内容については各施設編において記載しており、ご意見を踏まえ、今後の取組において内容の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p> |
| <p>○施設管理者の体制づくり等(PFIの導入) PFIについて、意味を理解できない方も多いため、注釈を追加すべき。</p> | <p>ご意見のとおり、PFIの説明に関する注釈を追加します。</p> <p style="text-align: right;">A</p> |
| <p>○施設管理者の体制づくり等(利用者の理解と協働の推進) 老朽化対策の推進には、道民の理解が必要不可欠であり、国からの予算確保の一助にもなることから、「利用者の理解と協働の推進」において、インフラの重要性を積極的にPRする旨記載が必要。</p> | <p>2つ目の「・」の文章を一部修正します。「引き続き、これらの取組を推進することで、<u>インフラの重要性を積極的にPRし、利用者の理解と協働を促していく。</u>」</p> <p style="text-align: right;">A</p> |
| <p>○担い手(民間企業等)の確保に向けた取組(発注者としての取組) 補修工事は、地元の建設会社が受注し利潤を確保していけば、景気対策・雇用対策に繋がるが、発注数量が極めて小さく、単価が実情に即しておらず、札幌などの大手に外注せざるを得ない状況にあることから、今後、計画的な発注や適正な単価の設定、施工実態を踏まえた積算基準の整備などを最優先に取り組む必要がある。</p> | <p>受注者の適正な利潤の確保等については、本計画でも「発注者の取組」の最初に記載しており、重要な取組と考えられます。ご意見を踏まえ、今後も担い手の確保に向けた取組の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p> |
| <p>○担い手(民間企業等)の確保に向けた取組(人づくりの強化) 現場において技能の高さを明確にしているのは技能士制度であり、人づくりの強化として「技能士の活用の促進」を明記したことは高く評価する。さらに、技能士の役割を明確にするため、「技術や技能を有する人材」として「技能士」を例示に加えるべき。</p> | <p>維持管理・更新等に係る工事や業務を担う「技術や技能を有する人材」として、「関連資格者」と例示しており、これには、技能士はもちろん技術士や土木施工管理技士、コンクリート診断士、RCCMなどが含まれていることから、原文のとおりとさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">B</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 |
|-------|-------------|
|-------|-------------|

施設編 Ⅲ－ⅰ 自然公園

| | | |
|--|--|---|
| <p>○新技術の導入 屋外木製品の腐食と新技術の導入についての記載がありますが、現在は高耐久の木製土木・環境資材が製品化されており、山村地域の振興発展や、景観づくりを通じて観光振興にも寄与できることから、道産木材を使用した屋外用の木製資材を積極的に活用するよう要望します。</p> | <p>新技術においては、記載されているとおり、一定程度の実績や効果が確認されたものについて、導入を検討することとしております。ご要望のあった高耐久の道産木製土木・環境資材についても、導入に当たっての参考とさせていただきます。また、屋外木製品の腐食と新技術の導入についての記述を、高耐久の木製資材を踏まえた内容に修正しました。</p> | A |
| <p>○体制の構築 施設の適正な維持管理のため、協議会などを活用し国、市町村、民間などと施設管理の情報を共有し、取組を推進する旨を追加すべき。</p> | <p>○施設管理者の体制づくり等 ご意見を参考に、「(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援」を新たに追加しました。</p> | A |

施設編 VI 建築物

| | | |
|--|--|---|
| <p>○インフラ機能の適正化、地域連携と市町村等への支援 道職員住宅等において長期間空家となっている状況があり、住宅等は入居していなければ老朽化が進行すると言われることから、利用計画を見直すなど、地域住民の使用などの有効活用を検討願いたい。</p> | <p>職員住宅としての使用が見込まれないものについては、これまで、その用途を廃止した上で、貸付や売却など資産の有効活用を図ってきました。 施設編「VI建築物」3(2)イ、同(3)イにおいて記載しているとおり、今後とも適切な管理戸数を見極めながら職員住宅の集約化を進め、それに伴い使用が見込まれなくなった職員住宅については、関係機関との情報交換や意見交換を行いながら、他の用途への転用を図るなど、有効活用について検討して参ります。</p> | B |
| <p>○庁内体制 技術職員が不足し、緊縮財政が求められる中、地方に分散する膨大な施設の管理は、事務職員による体制となっておりが多い。建築物の長寿命化の推進にあたっては、現在の事務的な連絡調整を行う「本庁統括組織」ではなく、技術者を1部署に集積させ、全道各施設の整備、維持管理に至る計画、工事の設計・発注・監理を一貫して行う総括的な専門の技術部局を作り長寿命化の実効性を高めるべき。</p> | <p>○施設管理者の体制づくり等(庁内体制) 道有建築物等の長寿命化の取り組みなども含め、公有財産の効率的な管理については、適宜、見直し等を検討しているところであり、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> | C |

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

| | |
|---|-------------------------------|
| A | 意見を受けて案を修正したもの |
| B | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| C | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの |
| D | 案に取り入れなかったもの |
| E | 案の内容についての質問等 |

問い合わせ先

総合政策部社会資本課(社会資本G)

電話 011-231-4111

内線 23-712または734